

## テーマ4 企業誘致

### 考え方 誘致コンセプトの明確化

企業の立地戦略は、雇用環境、市場情勢、タイミングなどで絶え間なく動いており、自治体の企業誘致担当者は、その動きを的確につかむ必要がある。

企業誘致において補助金は必要条件ではあるものの、十分条件ではなくなっている。どの自治体も補助金は拠出しており、企業側にとっては、水や労働力と同様な位置づけになっており、決定的な立地場所選択の条件ではなくなっている。とりわけは東日本大震災の被災3県で補助金が特に手厚くなっており、補助金インセンティブだけでは、自治体間の企業誘致競争を勝ち抜くことは困難な情勢になっている。

そのためには、県・市が目指す産業の「コンセプト」を分かりやすく示し、当該分野に注力した関連施策を展開し、誘致企業が、当地で操業することのビジネス面のメリットを総合的にPRしていくことが必要になっている。例えば、滋賀県では知事が環境分野に注力しており環境フェア等の関連施策を展開しているが、こうした取り組みが蓄電池メーカーの誘致に結びついている。

自動車産業の集積は、すでに誘致コンセプトとして高い情報力を持っているが、今後は、韓国などのアジア企業にもPRしていく必要がある。

また、時代の変化のスピードが速く、新たな工場も短期の稼働を前提に回収を図るといった考え方がみられる。このため、こうした短期回収型の工場に対する誘致インセンティブについても検討を行う必要がある。

#### 【施策アイデア(例)】

##### ➤ 誘致分野の関連施策の充実

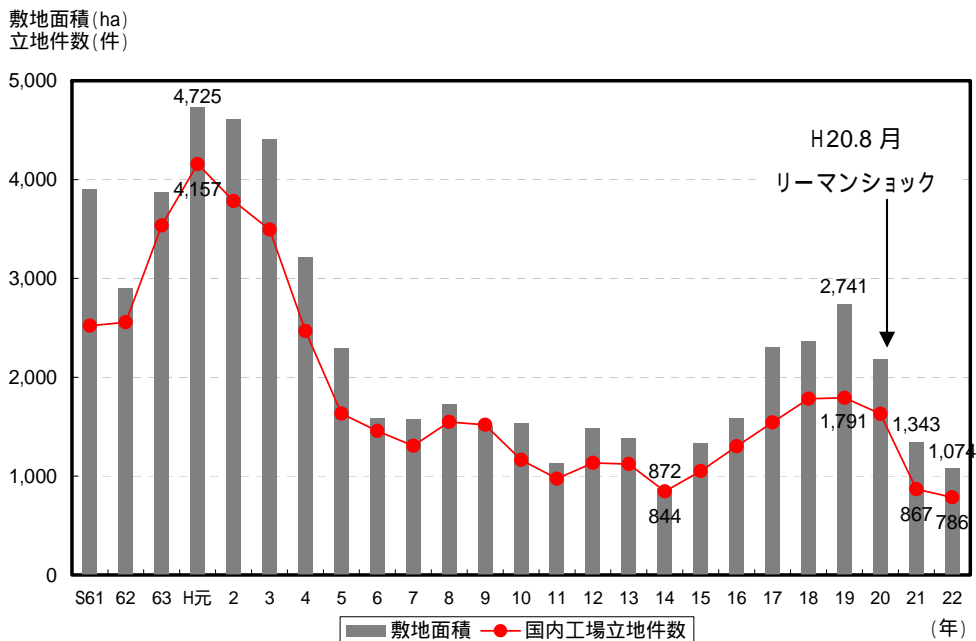
航空宇宙、環境・エネルギー、健康長寿、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、IT等などの誘致分野の企業が、総合的に立地メリットと判断できる関連施策を充実させていくことが必要である。

##### ➤ アジアからの自動車関連企業の誘致

自動車メーカーの系列取引の見直しにより、力をつけている韓国の部品会社等との取引が進んでいく可能性も否定できない。こうした投資を地域で受け入れていくことで、雇用を守る、地域経済を守るといった考え方も重要である。

補足データ

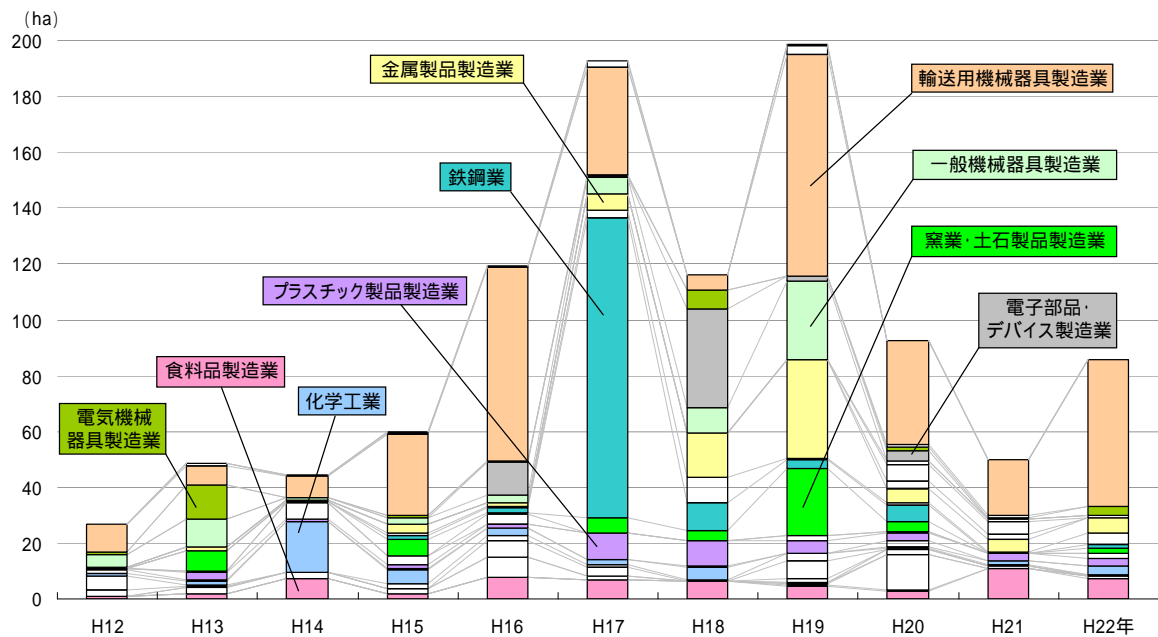
図 全国の工場立地件数と立地面積の推移



研究所を除く。

資料：工場立地動向調査

図 愛知県の業種別工場立地面積の推移



H22 は速報値

- H19の改正により「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」「衣服・その他の繊維製品製造業」が廃止され、「繊維工業」に編入となったため合算した。
- 旧日本標準産業分類においては「一般機械器具製造業」と分類しており、H19の改正により「はん用機械器具製造業」「生産用機械器具製造業」「業務用機械器具製造業」に分かれたので併記した。
- H14の改正により「電子部品・デバイス製造業」「情報通信機械器具製造業」が新設された。  
H19には「電子回路製造業」が「電気機械器具製造業」から「電子部品・デバイス製造業」に移動したため、H14～19までのデータについては「電気機械器具製造業」に含み、H20以降は「電子部品・デバイス・電子回路製造業」とする。
- H19の改正により「精密機械器具製造業」は削除された。

資料：工場立地動向調査

## 考え方 外資系企業に価値のあるインセンティブの提供

我が国に進出する外資系企業の目的は、納入先との設計調整、研究・技術開発、メンテナンス、納入前仕様調整、配送など様々である。そのため、事業所の立地条件においても、加工・組み立てを行う工場とは異なる状況がみられる。こうした外資系企業の立地に際して、自治体から提供している不動産情報は、量産型工場に適したものを薦める傾向があり、ミスマッチになっているものがある。このため、圏域が一体となって、ニーズにあった適所への誘導を図るような体制が必要である。

立地インセンティブにおいても、製造拠点を置く企業にとっての税の減免は有効であるが、研究開発型企業においては、そもそも事業所の利益を見込んでおらず、減税メリットは必ずしも高いものではない。加えて、研究開発型企業の場合、雇用規模も小さく、雇用に対する支援も効果的なインセンティブとはなりにくい。

このように不動産情報、インセンティブの両面からみて、外資系企業の誘致にあたっては、必ずしも、国内企業と同様の支援策が効果的ではなく、外資系企業にとって、価値のある不動産情報、インセンティブの提供が求められる。

さらに、外資系企業の誘致は、立地判断から工場建設までのスピード感が求められるケースが多く、先方の希望に対して、ワンストップで応えられる体制づくりが必要である。

シンガポールでは、企業毎に個別のインセンティブを提供することで、外国企業誘致に成果をあげている。日本では法律や指針に基づいて支援が行われており、個別企業独自の支援については、難しい状況にあるものの、戦略的誘致を可能とするために、弾力的に運営できるスキーム構築が求められる。

### 【施策アイデア（例）】

#### ➤ 圏域が一体となった不動産情報の提供

外資系企業が求める立地条件は、単に加工・組み立てだけでなく、開発から販売までに及ぶ幅広いニーズがみられる。このため、圏域が一体となって、適所に誘導するような体制づくりが必要である。

#### ➤ ワンストップ体制の確保

国、県、市のレベルで、それぞれ企業誘致のワンストップ体制の構築は進んでいるが、国・県・市の相互調整や判断が必要な規制等は、確認や認可までに時間を要する状況もみられる。このため、立地調整、自治体への権限移譲など、立地手続きのスピードアップにつながる体制のあり方について検討が必要である。

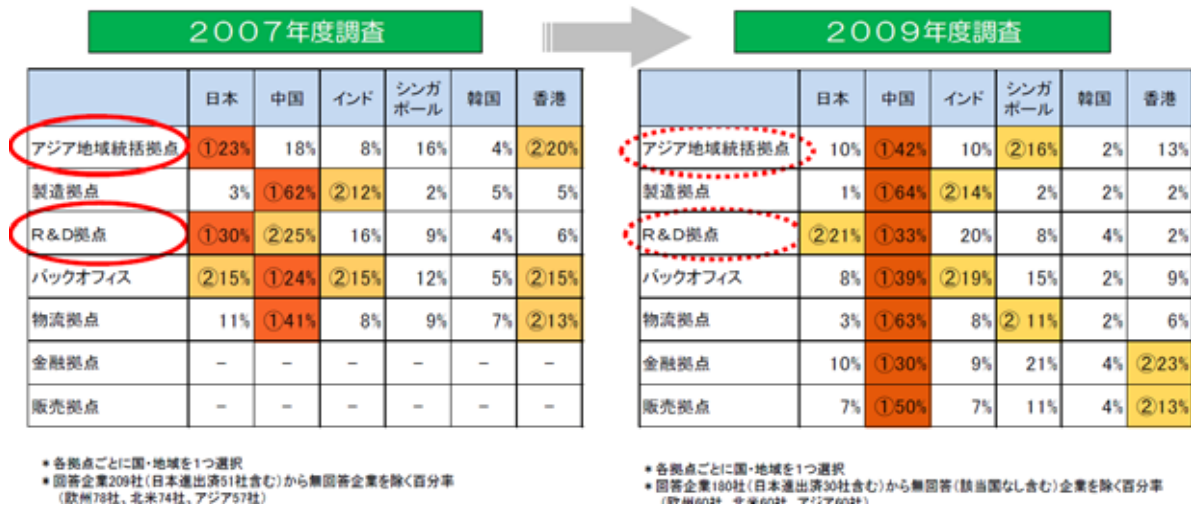
補足データ

愛知県に本社のある外資系企業の国籍別件数

アメリカ	12
ドイツ	9
イギリス	6
中国	3
フランス	3
シンガポール	1
スイス	1
デンマーク	1
ニュージーランド	1
計	37

資料：東洋経済新報社「外資系企業総覧 2011」

アジア地域で最も魅力を感じる国・地域



資料：経済産業省「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」(2007年度、2009年度)

日本・韓国・シンガポールの外国企業投資環境の比較

	韓国	シンガポール	日本
法人税	24.29%(2012年度～22%)	17%	40.69%
税の優遇措置(R&D以外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦略分野等の外国企業の法人税減免(所得発生後5年100%、2年50%) :高度技術を有する外国企業及び外国人投地域への投資に適用。</li> <li>○外国人技術者の所得税減免(2年50%) ※2009年度までは、5年間100%免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術革新企業の法人税最長15年免除(ハイオニア・ステータス)</li> <li>○統括拠点の法人税減免 &lt;地域統括拠点&gt;:3年間、15%の法人税率適用。 &lt;国際統括本部&gt;:EDB(経済開発庁)との個別協議により、0~10%の法人税率適用。</li> <li>○特別居住者は、国内滞在中の給与所得部分についてのみ課税</li> </ul>	○呼び込み目的の税制インセンティブなし
助成金	○誘致補助金(現金支援制度) :一定の条件を満たす外国企業。又は、経済的な効果が大きい投資に対しては、誘致機関が企業と交渉。	○対象企業の人材育成等への補助金 :研究開発を行う会社、シンガポールに本社を置く企業等に対し、エンジニアの雇用が増加することなどを条件に補助金を支給。	○H21補正:低炭素立地補助金
ビザ等入国管理手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高度技術者は、3年で永住権取得可</li> <li>○査証オンライン化(1週間以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人乳母の受入れ</li> <li>○経営者の両親帯同可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○10年で永住権取得可</li> <li>○家事使用人の受入れ要件厳格</li> <li>○家族滞在は扶養配偶者・子弟のみ</li> </ul>

資料：経済産業省「日本のアジア拠点化総合戦略～「企業が国を選ぶ時代」の立地競争力強化～」

平成 22 年 4 月 23 日

## テーマ5 企業留置

### 考え方 操業環境の維持・拡充

今後の国内工場増設は、増産を目的とするものよりも、主に事業所の再編強化を意図したものが中心となり、立地件数の大幅な拡大が見込めない。国内市場の縮小や円高を背景に、今後は、企業誘致だけではなく、地域内で操業している企業の域外流出を防止するための「企業留置」の視点が益々重要になっている。

旧来から市街地に立地している事業者の操業環境は、従業員の通勤面での利便性が高いものの、周辺の都市化の進展によって、一部の生産活動が規制されている面があり、事業者からはその規制緩和が求められている。また、敷地の有効活用の面から緑地率の緩和が求められている。

ものづくりには、溶接や鋳造等といった技術が極めて重要である。大学を含めて支援機能が疎かになっている点が否めない。ものづくり大学といった事例もあるが、こうした基盤的な技術の継承に取り組んでいく必要がある。

人材面においては、生産現場を支える人材が不足している状況もあるため、関連企業と高校、大学が連携して、生産現場を支える人づくりに取り組むことが重要である。

また、企業留置を進めるにあたっては、地域と企業との信頼関係を高めることが重要であり、地域経済に貢献している企業に対する表彰制度を導入することも有効である。

#### 【施策アイデア（例）】

##### ➤ ものづくりの基盤技術の継承

ものづくりには、溶接や鋳造等といった技術が極めて重要であり、地域としてこうした基盤的な技術の継承に取り組んでいく必要がある。

##### ➤ 企業と連携した生産現場を支える人材育成

製造業の企業留置において、ものづくりを支える人材が確保できる条件は、最も基盤的な位置づけである。若者の製造業離れが進んでいるなかで、高校・大学が連携して、生産現場を支える技術者の養成を行うことが重要である。

##### ➤ 土地利用規制の緩和

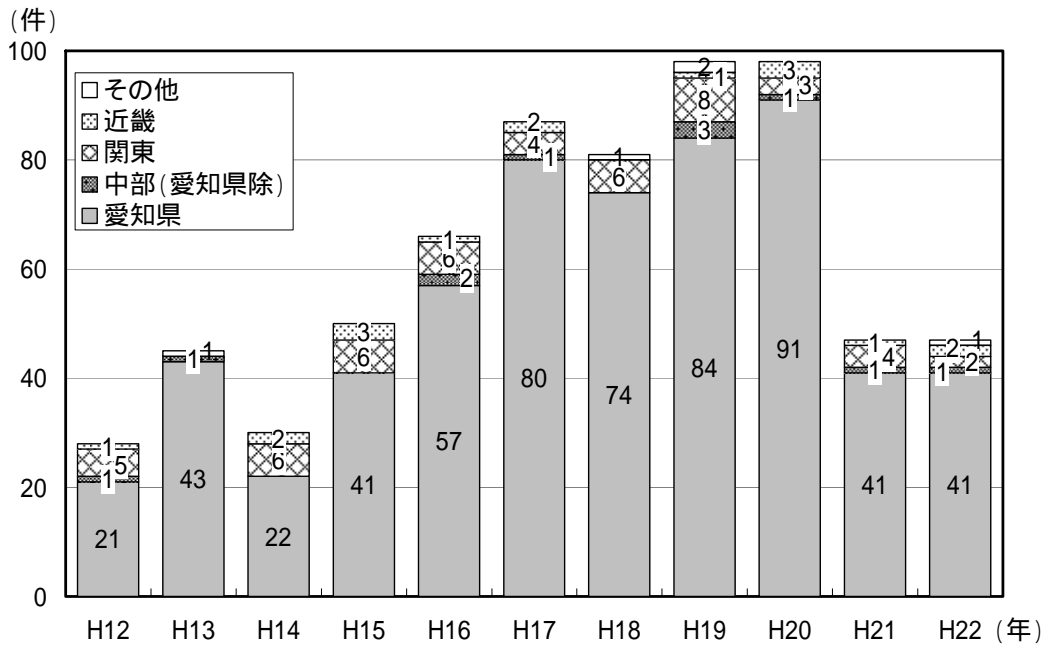
名古屋市内準工業地域には、特別用途として「特別工業地区（第一種）」に指定されており、準住居地区に相当する規制がある。このため、一部の作業や危険物の取り扱いができない状況にあり、この規制の見直しを期待する意見がある。また、工場内敷地の緑地率に対する規制緩和を求める意見がある。

##### ➤ 地域貢献表彰制度

シンガポールやマレーシアでは、流出するような動きのある企業に対し、地域経済への貢献を理由に表彰することで引き止めるといった取り組みを行っている。地域と企業の信頼関係をさらに強固にして、経営者・従業員にとって地域への意識を高めていくことが重要である。

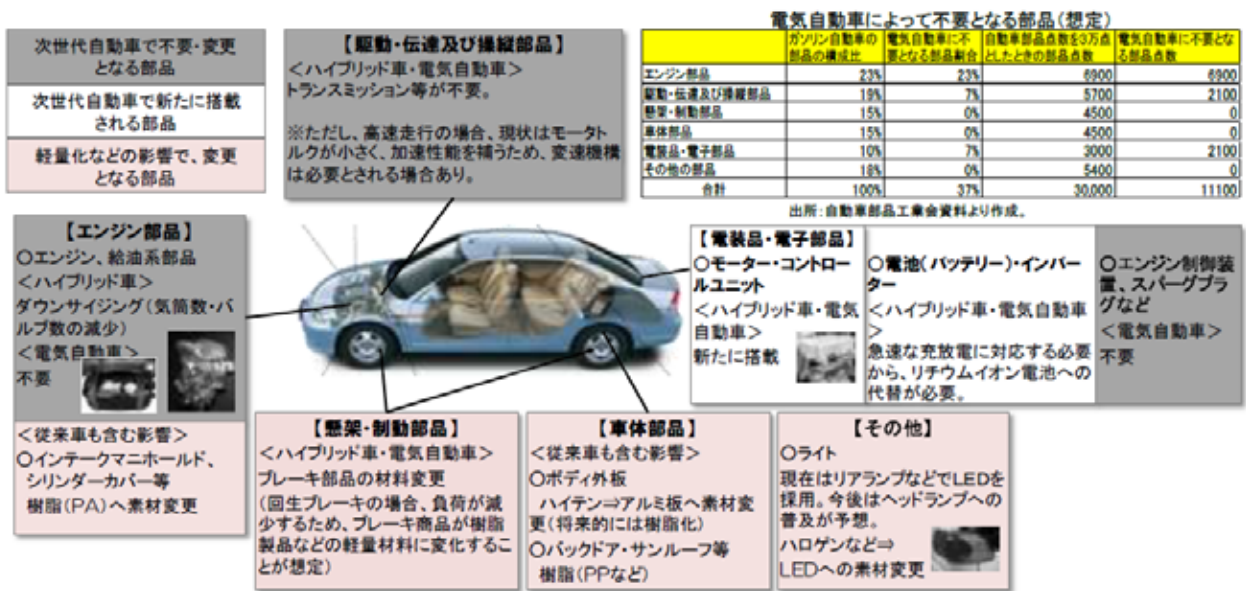
補足データ

図 愛知県の本社所在地別工場立地件数の推移



資料：工場立地動向調査

図 電気事業者等の影響(自動車部品の変化)



資料：経済産業省 / 素材形産業ビジョン検討会「素材形産業ビジョン追補版 - 我が国の素材形産業が目指すべき方向性 - 」平成 22 年 6 月

## 考え方 地域戦略としての事業承継

今後は、国内需要の縮小とともに、変化に対応できない事業所も多く出現するものと思われる。これら企業においては、優れた技術を有するものの、体力面の問題から事業継続が困難になるケースも多くなるものと考えられる。地域の雇用を守っていくためには、こうした事業承継が必要な企業に対して、地元資本で操業継続ができるよう支援をしていくことが課題である。

また、製造業からサービス業といった産業構造の変化が求められる場面においても、こうした地元資本での事業承継を図っていくことが必要であるが、中京圏では受け皿となるサービス業等の集積が乏しいことから、雇用吸収力のある産業育成を図っていくことが重要である。産業政策は、付加価値の高い産業を育てるといったことに力点があるが、競争政策だけでは、現在の状況打開は困難であり、変動に対するセーフティネットを確保していくといった視点が求められている。

### 【施策アイデア（例）】

#### ➤ 事業承継の地域的取り組み

地元資本にて事業承継が行われるような支援策の検討が求められる。業界再編といった視点だけでなく、製造業からサービス業への転換といった視点も含め、事業承継のあり方を検討していくことが必要である。

#### ➤ 産業構造の変化に対応するセーフティネットの構築

新たな業界に就職する従業員へのスキル支援、海外進出に向けた能力開発など、産業構造の変化に対応した新たな産業施策の展開が求められる。